

Title	コミュニケーション的行為論の根本概念(中): ハー バーマス研究ノート・三
Author(s)	藤澤, 賢一郎
Citation	年報人間科学. 1984, 5, p. 39-59
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8000
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大阪大学人間科学部 [一九八四年二月] 「**年報人間科学**」第五号 三九頁—五九頁

コミュニケーション的行為論の根本概念(中)

ハーバーマス研究ノート・三ー

藤

澤

賢

郎

# コミュニケーション的行為論の根本概念(中)

# ―― ハーバーマス研究ノート・三 ――

Ⅱ、弁証法・解釈学・語用論の不発に終った三位Ⅰ、批判的社会理論の体系構想への動機づけ

(以上、本)弁証法・解釈学・語用論の不発に終った三位一体

(以上、本誌第三号、一九八二年)

序 「労働と相互行為」

コミュニケーション的行為論の根本概念

一 行為の概念と類型

一 妥当要求 (以上、『大阪大学人間科学部紀要』第一○巻、一九八四年)

(以上、本誌)

四 議論の理論 ニ 了解と行為の調整

生活世界と形式的三世界の概念

## 第三節 了解と行為の調整

ーション的行為は成果に定位した目的論的行為(道具的及び戦略的任力で了解に方向づけられる(了解定位)という点で、コミュニケ東されて各自の行為計画を協調して調整する。参加者がこのような転されて各自の行為計画を協調して調整する。参加者がこのような転されて各自の行為計画を協調して調整する。参加者がこのような既に見たように(第一節)、ハーバーマスはコミュニケーション的既に見たように(第一節)、ハーバーマスはコミュニケーション的

ればならない。 為の概念を精密に規定すべきなら、了解の構造と機制を解明しなけ行為)から区別されるのである。——それ故コミュニケーション行

了解の概念は、批判的社会理論がコミュニケーション論的転回を

どを概観し、ハーバーマスの社会理論の批判的検討の足場を築くこさ、ニニケーション」の議論に沿って、了解の概念、機制、条件なに至って社会理論の基礎的道具立ての一つとして仕上げられる。本展開され、『コミュニケーション的行為の理論』([81j]、以下『理論』)で展開され、『コミュニケーション的行為の理論』([81j]、以下『理論』)と略記)でとげると共に前面に押し出されるようになった(「71c])。 その後、とげると共に前面に押し出されるようになった(「71c])。 その後、

#### (1) 了解の概念

とが目指される。

〔以上〕の主体がある言語表現を同一に理解することである。またる過程とみなされる」(I.386)。「了解という表現の最小義は、二人「了解は言語能力と行為能力をそなえた諸主体の間で一致を達成すハーバーマスは「了解」という表現を次のように定義している。

フレイズし、然るべく補足することから始めよう。 の変哲もないこの定義はしかし様々の含みを持つ。私はこれをパラすることができる」(〔76j〕177, Vgl. I.412)。——一見したところ何界内の或るものについて了解し、自分達の志向を互いに理解可能にの関係で、ある発言の正当性に関して一致が成り立つ、ということの関係で、表面大限の意味は、両者の間で、共通に承認された規範的背景と

① まず押さえておかねばならないのは、了解は複数の主体の間の まず押さえておかねばならないのは、了解は複数の主体の間で間主観的に達成される、という点である。了解は常に誰かとのに間主観的に達成される、という点である。了解は常に誰かとのは、原理的には孤独な主体の作業として遂行され得る。これに対しは、原理的には孤独な主体の作業として遂行され得る。これに対しば、原理的に達成される、という点である。了解は常に誰かとので間主観的に達成される、という点である。了解は常に誰かとので動主観的に達成される、という点である。了解は複数の主体の間で まず押さえておかねばならないのは、了解は複数の主体の間

れない。解釈者は、テキストの著者の文化的生活世界で営まれた直たとに虚心担懐に耳を傾ければよいかのように思い込むことは、許さたとえテキスト理解のように一見すると孤独な作業と思われる場合訳される)と了解との区別は微妙である。ハーバーマスの考えでは、訳される)と了解との区別は微妙である。ハーバーマスの考えでは、記される)と了解との区別は微妙である。ハーバーマスの考えでは、記される。

間での記号的表出の意味の理解と同意という、分析的に区別可能な 二つの局面から成る、と言ってよいであろう。 が、対話的態度で営まれる解釈学的理解にとってはそうではない。 意はコミュニケーション行為に於ける了解過程では必要条件である っとって理解と同意とを同一視するガダマーを批判する、I.195)。同 からである(としてハーバーマスは、聖書の教義的解釈の伝統にの ストの著者もまた我々から学び得る可能性が想定されねばならない 号的表出の意味理解は、了解と構造的に重なり合う。しかしそれで とではない。解釈学的意味理解が遂行的態度でなされる限り、テキ キストの意味を解明しうるのである (I.166f, 189ff)。この限りで記 度決定せねばならない。こうした遂行的態度をとってのみ、彼はテ キストでの発言に結びつけている妥当要求に対して理由をもって態 接的参加者の間での了解過程に、 そこで、 理解することはテキストの著者に脈絡を顧慮せずに同意するこ 理解との区別を顧慮するなら、了解は、直接的参加者の いわば潜在的に参加し、 著者がテ

ある。それ故例えば、「一群の人々がある気分に於て自分達は一体容部分がそれとして明確にとり出され得る構造を持っているべきで的に再現された世界内の状態であり、また話し手と聞き手とが互いに意志疎通する様態である。「コミュニケーション的に達成された、命題或はコミュニケーション行為に於て共通に前提された了解は、命題のに分化している」(I.386)、言い換えると、事態を再現する命題内に会成された、のののでは、一個である。「知りないのでは、一個である。それ故例えば、「一群の人々がある気分に於て自分達は一体容部分がそれとして明確にとり出され得る構造を持っているべきである。

分化した命題内容が欠けているので、この一致はコミュニケーショい」(idid.) 場合には、たしかに一致は成り立っていても、そこにはかっている志向的対象もしくは命題的内実を挙示することが難かしであると感じているが、その気分が極めて散漫なために、それが向

る。

ン的同意には数えられない。

即ち第一に、客観的世界内の何か(喫煙という行為)を八身体に有 る理由があるなら、 れたのではなく、聞き手の身を心配して誠実に遂行された、 話行為が話し手にとって不快な喫煙を止めさせるべく戦略的になさ (これは世界への関係である)を受け容れることへの了解をもたら 語内的理解は別種の了解を――何かへの、つまり 相互 人格 的関係 主観性の水準でこの発話行為を警告として発語内的に、理解する。 害であること>として、対象のレヴェルに於て述語的に、第二に間 いう命題内容部分とから成る。そして聞き手は二つのレヴェルで、 告する〉という発語内的部分と、<喫煙は身体に有害である>と とみなすなら)、ハーバーマスにならって分析すると、八私は君に警 ある。この発話行為は(脈絡に応じて様々に解され得るが今は警告 コは体によくないよ」と発言する時には、双方の間で了解が可能で ·述語的理解が(世界内の)何かについての了解に導くのに対し、発 これに対して話者が、喫煙している相手に向かって、「君、 聞き手が話し手を信頼できるなら、つまりこの発 双方の間に同意が成りたつであろう。 と信ず タバ

るものを何かとして理解することに於ける、彼らの間での一致であそれ故了解は、記号的表出でもって当事者が関係する世界内の或

③ 事実的な「同意」は様々な仕方で達成される。例えば話し手れたる。 事実的な「同意」は様々な仕方で達成される。例えば話し手れた方。しかし主観的には、つまり当事者の立場からは、このようにはお互いに納得した上での同意とは認められぬ時もある。イデオにはお互いに納得した上での同意とは認められぬ時もある。イデオにはお互いに納得した上での同意とは認められぬ時もある。イデオにあたる。 事実的な「同意」は様々な仕方で達成される。例えば話し手れたあたる。

ョンの謂なのである」(I.525)。 ョンの謂なのである」(I.525)。 ョンの謂なのである」(I.525)。 ョンの謂なのである」(I.525)。 ョンの謂なのである」(I.525)。 ョンの謂なのである」(I.525)。

また後に立ち還るように、批判可能な妥当要求をめぐって生ずる。コミュニケーション行為に於ける同意は、第二節で述べたように、

ある」(I.184)。 意とは、話者が発言に対して掲げる妥当要求の間主観的承認の謂で成されるのである。こうしてコミュニケーション行為に於ける「同成されるのである。こうしてコミュニケーション行為に於ける「同成されるのである。こうしてコミュニケーション行為に於ける「同なされるのである」(I.184)。

#### (2) 了解定位

① ハーバーマスが了解一般の範型とみなしているのは、分節化てコミュニケーション行為をどのように規定したのかを見よう。懸りにしながら、ハーバーマスが行為者の了解定位的態度を、従っ今度は、了解の機制や条件は如何に分析されるのかという問題を手くして、工業をはハーバーマスの了解の概念を再構成的に概観してきた。以上我々はハーバーマスの了解の概念を再構成的に概観してきた。

て、了解を分析しようとする。発語内的部分と命題内容部分とから成る標準形式の発話行為に即しの言語的媒体の中で達成される了解である。それ故彼はもっぱら、した文法をもつ言語を使って遂行される発話行為を通じて、またこ

シーを利用する〉という命題的内実と、これを実現したいという意りは記号的表出(合図)であり、〈自分はある場所に行く為にタクが路上を走るタクシーに向かって手を挙げる時には、彼のこの身振於て達成される了解はいくらでも考えられるからである。例えば人たった。というのも非言語的な相互行為にこのような分析モデルの選択は了解の概念を偏頗にするのではな

記述されよう。 者双方が行為計画を互いに調整したコミュニケーション行為として気づいた運転手が車を停めるなら、この過程は了解に基づいて当事志表示(発語内的部分)とを同時に含意すると解される。身振りに

けれどもハーバーマスは、このような間接的了解は派生的であり、言語的了解に基づいてのみ十全に把握されるのだと考えるであろう。ある身体運動が特定の合図という行為としてみなさるべきであるなら、その運動は慣習的に様式化される必要があり、また合図が含意ない。範型的な脈絡と参加者の知識とに依存してのみ理解可能な命ない。範型的な脈絡と参加者の知識とに依存してのみ理解可能な命を使っての同じ意思表明は、事実的な発生過程からすれば、言語表現クシー乗車の意思表明は、事実的な発生過程からすれば、言語表現であるの表出は、脈絡から独立に理解可能な顕在的な言語的発言に置き換えられるし、また置換され得るべきである。身振りによるタクシー乗車の意思表明に先立つにしても、また日常生活ではもっぱら前者で必要かつ十分であるにしても、それは後者へといつでもぱら前者で必要かつ十分であるにしても、それは後者へといつでも。 で使っての同じ意思表明に先立つにしても、それは後者へといつでものが、言語表明に先立つにしても、また日常生活ではもったが、対象には、いるが、対象には、ない、というない。

けではない。けれども了解という観念を説明できるのは、コミュニるのである。たしかに言語と了解は手段と目的という関係にあるわはできないであろう。了解は胃的因として人間の言語に内在してい合うとはどういうことなのかを、ほんの一歩でも分析し始めること「談話というモデルに準拠しなければ、二人の主体が互いに了解し

場合に限られるのである」(I.387)。 ケーション的意図をもって文を使うとはどういうことなのかを示す

ン的ではなく戦略的なのである。 かけにすぎない。話者はこの場合、了解定位的に発言するのではな ていない志向についてもたらされたのである。話し手は自分の志向 了解は、発話行為に内在的に、つまり言われたことの意味の理解を 裡に辞去を促しているのである。さて、たしかに客がこの発言を機 発言の意味内容は、相手に状況を想起させこの了解を導き出すきっ を相手に間接的に了解をさせるために故意にこのような発言をする。 めぐって生じたのではなく、状況から推測される話し手の発言され 互いの行為計画が調整される過程として把握されよう。しかしこの にしていとまを告げるなら、この経過は、ある種の了解に基づいて いたりする話者は、客の家庭の事情を案じたのでもなければ、 ともなく(しかし客に聞えるように)「もうこんな時間か」とつぶや るのではないですか」と発言したり、或は時計を見ながら誰に言う としない客に向って、「こんなに遅くなってお家の方は心配してい ない。例えば、夜が更けたにもかかわらずいっこうに腰をあげよう 明されるにしても、すべての発話行為が了解定位的というわけでは 2 成果定位的に、つまり相手の意思決定に影響を与えようとの意 言語手段を投入している。この行為連関はコミュニケーショ しかし、了解の構造と機制は発話行為を分析モデルにして解 報告しているのでもない。彼はこの発言によって客に暗黙 時刻

さてこのような「間接的了解の事例は疑いもなく無数にある」(I.

いであろう。 ユニケーション的了解の分析モデルに据えることは疑義を免れ得な 解定位型とを境界づける基準が与えられない限り、発話行為をコミ 888)。とすれば、言語に媒介された相互行為に於て成果定位型と了

3

この疑惑を晴らすには、「了解に定位した言語使用こそ根源

求める (I.388ff)。 北。この為にハーバーマスはオースティンの有名な区別に手懸りをとを納得させる観点を提供し、それに応じた分析モデルを選べばよせることはこの話法に対して寄生的な関係にある」(I.388)というこ的話法であって、間接的了解は、つまり何かを分からせる、理解さ

X講)。 With Words でオースティンは、発話行為 X講)。

発言する。 町で会いましょう」、「君の態度が気にいらないんだ」といった文を町で会いましょう」、「君の態度が気にいらないんだ」といった文をば話者は、「奈良の鹿はセンベイが好物です」、「では明日三時、有楽雑把に言って、意味と指示を持つ文を発言することに等しい。例えん 話者は何かを言う――発語行為(locutionary act)。それは大

約束する(規制型)自分の感情を打ち明ける(表自型)、等々。これーマスの分類に従うなら、事実確認型)、或は有楽町で会うことを奈良公園の鹿はセンベイが好物であるという情報を与える(ハーバlocutionary act)。例えば聞き手に、ある文を発言することに於て、「四話者は何かを言うことに於て何かを行なう――発語内行為(il-

の反応を誘発する。発語内行為の遂行は、こうした効果を目標にし型的なように非自然的な仕方で効力を産み出す、慣習によって一定語の意味と力について理解を生じさせる、或は例えば命名行為に典話は、報告として、或は約束、告白等として受け容れられるべきで話は、報告として、或は約束、告白等として受け容れられるべきで

て追求することとみなされ得る。

界づけられる。

念的に規定しようとするのである。 念的に規定しようとするのである。 念的に規定しようとするのである。 発話行為に於ける三つの次元の言語使用のうちで、発語行為は哲 発話行為に於ける三つの次元の言語使用のうちで、発語行為は哲 発話行為に於ける三つの次元の言語使用のうちで、発語行為は哲

認められる必要があるか、認められてはならないのか、に応じて境思なられる必要があるか、認められてはならないのか、に応じて境を発話行為との関係が慣習的か外的か、は目標が相手にそれとしてと発話行為と発語媒介的行為は、(4) その各々の目標が、発話行為の顕在内とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的とりあげ、手際よくまとめている (I.390ff)。それによると発語内的の主題とされてきたのであるが、別の表によるのは、オースティンのいう行為型のと発話行為との関係が慣習的か外的か、は、目標が相手にそれとしてというには、オースティンのいう行為型のと発話行為との関係が慣習的か外的か、は、日標が相手にそれとして、日間では、オースティンのいう行為型のというには、オースティンのいう行為型の

入しなければならない。 こうした境界基準からも明らかなように、発語内行為は、話者の になる、といういみで自足的である。これに対して発語媒介的効 果を志向的に生み出す為には話者は、発話行為を言われたことの意 果を志向的に生み出す為には話者は、発話行為を言われたことの意 といういみで自足的である。これに対して発語媒介的効 こうした境界基準からも明らかなように、発語内行為は、話者の

もこの退去があくまで客の自発性に基づいた決定という形で、達成明される。――話し手は長尻の客を退去させるという効果を、しか立てに依拠するなら、先に私が構成した間接的了解は次のように説④ 以上の(ハーバーマス流に改釈された)オースティンの道具

位した言語使用>と呼んできたものは、 すための必要条件なのである(ご)。「話し手の言うことを聞き手が理 なくて、発語内的目標に役立つ発話行為を成果定位的行為の諸条件 にすることはできないであろう。その限りで我々が最初八結果に定 ニケーション的な働きでもって、望み通りに聞き手が振る舞うよう 解しないとしたなら、目的論的に行為する話し手にしても、 るということが、話者の志向する限りでの発語媒介的効果を産み出 のでなければならない、という点である。発語内的効果が達成され り発言の文字通りの意味を理解し、例えば言明として受け容れる) の意味と力とからは生じないが、この発話行為によってのみ惹き起 る為には、聞き手は道具的に投入された発話行為を了解する(つま 効果として把握できる。さて肝心なのは、話者がこの効果を挙げ得 こされる。従ってこの意思決定は、オースティンのいう発語媒介的 という発言を投入する。聞き手の意思決定は、投入される発話行為 くことを狙って、要するに相手の意思決定への影響行使を狙って、 言されてはならない自己の志向の一部を相手に認知させる(間接的 う発言によって追求されるわけにはいかない。そこで話し手は、 「お家の方が心配なさっているでしょう」とか「もうこんな時間か」 か、或はこの認知がなくとも相手が帰ろうと決心するよう導 本源的な言語使用では全く コミュ 発

から明らかになるという仕方で、つまり「もうお帰り下さい」といしようと志向する。この目標は、それが発話行為の顕在内容の理解

戦略的な行為連関で間接的了解をもたらすような成果定位的言語に包摂したものなのである」(I.394)。

求していること、行為の調整が了解を通じて果たされるのではなく、 ある。が、眼目は、ここでは一方の行為主体が発語媒介的効果を追 隠された行為に於ては、投入される発言への了解はたしかに必要で 当の発話行為とは別のレヴェルで、 密な意味での了解を口にすることはできない。戦略的であることが た権力的要求に対してなされるが故に、そもそもハーバーマスの厳 決定が批判可能な妥当要求をめぐってではなく、力や財を背景にし (I.446)。前者は、後に見るように、聞き手のはい—いいえの態度 (少なくとも話者の意図としては)隠されている型とに分けられる と、今迄見てきた間接的了解のように、戦略的であることが相手に 求する端的な命令のような、戦略的であることが公然としている型 (I.396)。この部類の行為は更に、あからさまに発語媒介的効果を追 ような相互行為を、 その発話行為でもって相手に発語媒介的効果を惹き起こそうとする は前者を次のように定義する。「参加者のうち少なくとも一人が、 為とを語用論的に規定することも可能なはずである。ハーバーマス 装置によって、言語に媒介された戦略的行為とコミュニケーション行 置を使って、了解定位的な言語使用から境界づけられるなら、 使用が、オースティンの発語内的―発語媒介的というカテゴリ 私は言語に媒介された戦略的行為とみなす」 発語媒介的行為として現われる 同じ

内的効果を、かつそれだけを追求するような言語に媒介された相互れる。「そこで私は、すべての参加者がその発話行為でもって発語他方、コミュニケーション的行為は次のように語用論的に定義さ

点にある、

と思われる。

行為を、コミュニケーション的行為に数えることにする」(I.396)。 にまでいう発語内的目標とは、発語内的効果の獲得であり、「聞きたいでいう発語内的目標とは、発語内的効果を達成する為には発 も端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果を達成する為には発 も端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果を達成する為には発 も端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果の獲得である。「発話行 を端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果を達成する為には発 も端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果の獲得であり、「聞き を端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果の獲得であり、「聞き を端的な命令に於ても行為者は発語媒介的効果の獲得である。「発話行 という了解定位である、と言ってよいであろう。

整の仕組みを明らかにしようとする。我々もそれに目を転ずることよい。ハーバーマスはこの方法的戦略に則って了解の条件と行為調味だけから誘発されるような発話行為を、分析モデルとして使えば味だけから誘発されるような発話行為を、分析モデルとして使えばそれ故了解の機制を解明するには、話者が発語内的目標を追求す

### ③ 行為の調整と了解の条件

にしよう。

行為を相互に調整する(koordinieren)のに役立ち、従ってコミュニ為が社会理論にとって重要な主題であるのは、それが複数の主体のいて各自の行為プランを調整しようとする。コミュニケーション行の留保もなしに追求して相互の了解を達成し、またこの了解に基づの コミュニケーション的に行為する諸主体は発語内的目標を何

するからである。ケーションのネットワークを通じて集団や社会の社会的統合に寄与

(イ) 話し手は特定の行為目標もしくは義務を命題内容として持つ的に眺めるなら、それは一般に次のような経過を辿る (I.398f)。 「行為の調整という観点からコミュニケーション行為の過程を分析

この了解は、先にも述べたように、二つのレヴェルに分けて考え発言をし、聞き手に了解を求める。

られる。

即ち、

味理解の意味論的レヴェル)。()) 聞き手は発言を理解する、言われたことの意味を把握する(意

するかする (同意の語用論的レヴェル)。いえ」で態度決定する、つまり発話行為の申し出を受容するか拒絶() 聞き手は発言に結びついた話者の妥当要求に、「はい」か「い

ついては今は立ち入らないでおこう。
同意が成り立たなかったり揺いだりする時には、コミュニケーションを止めてしまうか、或は了解定位的な養務や強制を伴う行為連関からひとまず退いて、問題視された妥当盤を作り出すべく、戦略的に振舞うか、それとも最後に、慣習的な盤を作り出すべく、戦略的に振舞うか、それとも最後に、慣習的な盤を作り出すべく、戦略的に振舞うか、それとも最後に、慣習的ながをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に試みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に調みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に調みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に調みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に調みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に調みをもう一度やり直すか、という選択肢が立てられる。この点に

聞き手が「はい」と言って同意が成り立つ時には、即ち話し手の

繋する聞き手の行為の可能性を示すのである。これによって、如何なる結果をもたらすのかを秩序づけ、かくて話し手の行為に連規定し、相互行為が如何なる義務に拘束されてどのように成り行き、格的関係が樹立されている。この関係が両者の可能な行為の範囲を人とされる人、約束を与える人と受ける人といった規範的な相互人

中している。

発語内的目標が達成された時には、

両者の間には例えば、

要請する

具体化する経験的レヴェル)。に確定されている行為義務に従って行為を遂行する(同意を加工しに 聞き手もしくは話し手は達成された了解に基づいて、慣習的

転軸にして調整されるわけである。 このようにコミュニケーション参加者の行為は、了解をいわば回

② では了解が成り立ち行為調整の機能を果たし得る為には、どのような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされていなければならないのか。こうした条件のような条件が満たされている。

に解消している。

者の端的な命令に即して、これが受容される条件として、分文法的よって)君に、禁煙することを命ずる」という要請文を発言する話さて『理論』でのハーバーマスは、さし当りまず「私は(これに

的語用論』から補うことができる)、分析はもっぱら第三の条件に集の二つは単に名指されているだけであり(但しこの不足分は『普遍正形性の条件、⑴一般的な 脈 絡 条件、⑵本質条件とを挙げる。前

(4) 文法的正形性の条件――話者の発言は、参加者が共通に前提し使用している言語の規則体系に則って為されねばならない。これは理解可能性の妥当要求の条件を話者の発言が満たしていることとは (前日大阪にいたことを強調し聞き手に請け合うことはこの条件を満たしているが、「私は昨日大阪にいたと約束します」と発言するとめに、故意に言明文のかわりに「約束します」と発言するために、故意に言明文のかわりに「約束します」と発言するために、故意に言明文のかわりに「約束します」という規範文を使ったのでない限り)この条件を犯している。

サールではこの条件はもっと緩く、「正常な入力条件と出力条件

話者が本気でコミュニケートしようとする限り、常に既に満たされている等)をカヴァーする。――いずれにせよこの条件はそもそも確定な範囲の条件(例えば喋れる、自分がやっていることを意識しの真面目で文字通りの言語的コミュニケーションが成り立つ為の不が得られること」とされている。ここでいう入力・出力条件は、任意

ていなければならない。

件は、 ば、 為を遂行しようとする話者の試みは、 た」ものとなる。 である。これらの前提が満たされていない時には、約束は「まぬけ 話し手と聞き手の双方に明白なわけではない」(p.58f)′というもの よりもすることの方を聞き手が好むであろう、と信じている」、及び 脈絡で遂行されねばならない。この条件は『普遍的語用論』によれ ことの方を好むであろう、そして話し手は、自分がAをしないこと 「事の通常の成り行きに於て話し手がAをするであろうことは、 サールの「予備条件」に該当する (〔76j〕 248)。 はじめから挫折せざるを得ない」([76j]248)のである。 (a) 般的な脈絡条件――発話行為は、その類型に応じた適切な 「聞き手は話し手が未来の行為Aをしないことよりもする つまり前提が欠けている「にも拘わらず発語内行 如何なる意味も生み出さない 約束の予備条

る。

度決定をするように話し手から動機づけられ得ねばならない。(ハ) 本質条件 (狭義の受容性条件)——聞き手は発言に肯定的な態論にとっては次の本質条件が最も興味深い。 条件 (小の細かな分析は主として言語学に委ねられるであろう。

為の条件が本質条件である。
この条件は発話行為が成功すべき時に、参加者が行為のタイプにこの条件は発話行為が成功すべき時に、参加者が行為のタイプにこの条件は発話行為が成功すべき時に、参加者が行為のタイプに

き手に認知させるようにと意図する〉といった条件を付け加えてい(p.60)。この意図が発言によって実行され得るようになるには、聞き意味理解を聞き手による話し手の意図の認知へと還元するグライス意味理解を聞き手による話し手の意図の認知へと還元するグライスの志向的意味論のモチーフを、変様しつつ取り入れて、本質条件に相補的な項目として、(大雑把に言って)へ話し手はこの意図を説のには、聞きの志向的意味論のモチーフを、変様しつつ取り入れて、本質条件に関きを手に認知させるようにと意図する〉といった条件を付け加えている。

聞き手を間接的に特定の行為へとしむけるのに用いうるような発話がない。追加された条件で述べられているような間接的了解を持ちかない。追加された条件で述べられているような間接的了解を持ちかない。追加された条件で述べられているような間接的了解を持ちかない。追加された条件で述べられているような間接的了解を持ちかない。追加された条件で述べられているような間接的了解を持ちかない。追加された条件で述べられているの意味を直接了解するはである。「こうした直接的形態の了解があるからこそ、話し手がである。「こうした直接的形態の了解があるからこそ、話し手がである。「こうした直接的形態の了解があるからこそ、話し手がである。「こうした直接的形態の了解があるからこそ、話し手がである。」という。

行為は、余計なものとなるのである」(I.402)。

(でで) さんで 本質条件に関するハーバーマスの批判的論点はもう一つある。「発 本質条件に関するハーバーマスの批判的論点はもう一つある。「発 新 変 条件に関するハーバーマスの批判的論点はもう一つある。「発

できるのに必要な条件を、 れるのである。 のではなく、コミュニケーションの参加者の遂行的態度から定義さ な方法的戦略を採用する。「我々は発話行為を受容可能にするもの 件を知ることであるという真理の意味論をヒントにして、次のよう 探究するためにハーバーマスは、文の意味を知ることは文の真理条 目とに分けて規定する。「禁煙せよ」という端的な命令の場合には、 @ 行為義務の理解に関する項目と、(b)義務の遵守を基礎づける項 る義務について内容的に特定された同意を発話行為の類型に応じて いることはできない。 は一方的に、つまり話し手か聞き手の一方だけに関して満たされて 行為は<受け容れ可能>と言ってよいことにしよう。これらの条件 を知っている時に、その発話行為を理解する。話者の視座からする これらは夫々の充足条件、的制裁条件、と呼ばれる。この両者をサングション そこでハーバーマスはこれらの論点に対応して本質条件を更に、 受容性条件は自分の発語内的成果が達成される条件と同じであ 受容可能性は、 聞き手が話し手の掲げる要求に<はい>と態度決定 客観主義的意味で観察者の視座から定義される むしろ、 発話行為が満たしている時に、その発話 相互行為のなりゆきに重要に関係す

> る」(I.400f)。 基礎づける言語的要求が間主観的に承認されるための 条件なのであ

(ハ-(a) 充足条件――文の意味を知るにはその文を使った言明の真の行為を話し手の行為にどうやって連繋できるのかを知るのである」(L403)。充足条件は相互行為の成り行きに関係する義務にである」(L403)。充足条件は相互行為の成り行きに関係する義務にである」(L403)。充足条件は相互行為の成り行きに関係する義務に関わっている。

この期待を根拠づけるものは、 黙裡にであれ)結びつけている。「命令の意味には、 解する」(I.403)。端的な命令の場合には、聞き手に対する話し手の のは何故なのかを知る時に初めて、要請の発語内的意味を完全に理 者が自分の意志を聞き手に押しつけることができると期待している ばならない。これをなすのは聞き手の同意である。「聞き手は、 従う理由を持っている、と話し手が知っている、という条件の下で の権力的要求の貫徹に対して基礎づけられた期待を懐く、 る話者はこのような力による要求を自己の発言に(公然とであれ暗 とが含まれている。これが言えるのは、 엤−岎 制裁条件──しかし更にこの義務の遵守が基礎づけられ (或は、従うなら報奨しようというそそのかし)である。 従わなければ制裁するぞという脅か 相手は自分の権力的要求に 話し手が自分 というこ 命令す 話 ね

そのものに内在する発語内的力から汲みとられるわけではない。 ある。むろんこうした発話行為は、繰り返し述べてきたように、コ し手はアメかムチをもって聞き手を同意へと外的に動機づけるので だけである」(I.403)。 従って命令の場合、聞き手の同意は発話行為 話

ミュニケーション的ではない

のである。 或は規範を正当であるとみなしている限り、この同意は外から押し 認できる。そしてその時には同意の成立が可能である。むろん禁煙 ているなら、彼らはこれらの規範にてらして要請が正当であると承 ある。観客が、この要請に関係する規範を身につけているなら、言 つけられたものではない。観客は「私は禁煙せねばならない」とい という義務が当事者の傾向性に反する時もあろう。しかしその場合 い換えると、内面化という形であれ顕在的な知識としてであれ知っ に訴えて確認できるということによって、観客を同意へと促すので であること、必要ならこの正当性は妥当する社会規範(例えば、他 それは妥当要求である。例えば映画館でアナウンス嬢が「館内での よって得るのではない。そうではなくて禁煙の要請が規範的に正当 喫煙は御遠慮下さい」と発言する時、 人に迷惑をかけてはならないという道徳規範から消防法に至るまで) き手を同意へと動機づけるものが何であるのかは、容易に分かる。 しかし命令からの類推で、コミュニケーション行為に於て聞 規範が内面化され、従って人格構造の一部をなしている限り、 かくて命令の場合の制裁条件に対応する条件は、今の場 「私は禁煙すべきである」という仕方で義務に従う 彼女は観客の同意を脅かしに

> れたとみなすのに十分な納得のいく理由を話者が持ち得る為の条件を、 合「内容の要求()を妥当であるとみなす、つまり規範的に正当化さ

聞き手が知っている」(I.405f) となる。

性要求との類比で得られるので割愛する。 も同時になされねばならない(第二節)。これらの承認の条件は正当 めぐって生ずるが、これ以外にむろん真理要求、誠実性要求の承認 要請のような規制的発話行為では同意は主として規範的正当性を

にハーバーマスは、妥当要求の批判可能性と基礎づけ可能性という 性格をもって答える。 意が拘束力の経験的に明白な根拠を常に持つわけではない。)この す」という約束を考えれば分かるように、コミュニケーション的同 の所在を明らかにすることもある。しかし「明日あなたを訪問しま を持つわけではないのに、当事者に対して拘束力を持つのは何故か。 験から容易に分かる。しかし妥当要求の承認が、実力による裏づけ って罰せられます」と付け加えることによって拘束力の最終的根拠 (むろん映画館でのアナウンス嬢は、「違反した場合には消防法によ 3 権力的要求が行為義務の履行を保証することは我々自身の経

でしか擁護できないからである」(I.405)。 批判という形でしか拒絶できず、 はない。妥当要求を立てることとこれを承認することという二つの 要求への<はい>は決して経験的にのみ動機づけられた意思決定で 行為は、ともに慣習的制限に服している。 「妥当要求を告げることは偶然的意志の表明ではない。 また批判に対しては反駁という形 というのもかかる要求は また妥当

ばならず、これに対して話し手はやはり理由をあげて妥当要求の認ばならず、これに対して話し手はやはり理由をあげて妥当要求を拒絶する時には、彼はその理由を提示し得ね

証に努めねばならない。

のかという問は、次のように答えられる。 当要求への承認という仕方で生ずる同意は如何にして拘束力を持つ ることの基礎づけ)とを区別することができる。これによって、 という主張)と、妥当要求の認証(この条件が実際に満たされてい 当性要求のように討議にかけられるのではなく)行為の継起の首尾 それでもなお疑いが除去されない時は、誠実性要求は、(真理・正 その通りに表明したのだ、ということを行為の結果に於て示し得る。 実性が問題視される時には、 視された妥当要求を議論によって認証すべく試みねばならない。 以の規範的脈絡をひき合いに出すことによって、取り除かれる。 規制的要求への疑いは、自分の発言が正当であると納得している所 であるという確信を汲み取ってきた経験の源泉を指摘すればよい。 弁明によっても疑いが晴れぬ時には、当事者は討議に移って、 の二つの妥当要求の場合に、このような直接的な基礎づけもしくは 貫性にてらして間主観的に吟味される (〔71c〕116, 〔76j〕252f)。 この事情から我々は、発言の妥当性(真・正当・誠実であること) 真理要求に疑いが懐かれるなら、話し手は、発言の命題内容が真 話者が掲げる妥当要求 (妥当性のための条件が満たされている 話者は自分が実際に懐いていた志向を 問題 妥 Z 誠

……合理的に動機づけることができる。何故なら、話し手は、妥当「話し手は自分の発話行為の申し出を受け容れるように聞き手を

証という合理的に動機づける力が登場するのである」(I.406)②。 学示するという保証を、ひき受け得るからである。だから、話し手 は自分の発語内的成果の拘束力を、言われたことの妥当性に負って いるのではなく、自分の発話行為でもって掲げた妥当要求を必要と あらば認証することに対して話し手が与える保証の調整効果に負っ でいるのである。発語内的役割が権力的要求ではなく妥当要求を必要と あらば認証することに対して話し手が与える保証の調整効果に負って いるのである。発語内的役割が権力的要求ではなく妥当要求を表 要求に対する聞き手の批判に耐える納得のいく理由を必要とあらば 性、妥当要求、妥当要求の認証との間の内的連関に基づいて、妥当

#### 4) 批判的吟味

為の概念の狭隘化への危惧について。

さユニケーション行為との弁別に関して、③コミュニケーション行とに触れねばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに触れねばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに触れねばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに触れねばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに触れねばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに触れるばならない。しかしこれは機会を改めることにし、こことに対している。

注目されるのは、戦略的行為の概念とその体系的位置価の変化であ行為論を構想し始めた頃と比べると、最も大きな違いの一つとして① ハーバーマスが「労働と相互行為」という見出し語によって

要となった。かくて弁別基準として提案されたのが了解定位とか妥ある限り、これとコミュニケーション行為との厳密な境界づけが必いーバーマスの考察はもっぱら道具的行為に向けられていた。しか行為と区別されながらも目的合理的行為(労働)として一括され、る。『イデオロギーとしての科学と技術』では戦略的行為は道具的

当要求といった観点だったのである。

ある。 破れ易く、 ケーション形態が、戦略的行為に数えられねばならなくなった点で 同様に興味深いのは、 疑いを容れない。 や経済の領域は勿論のこと、総じて社会的諸関係に於てはハーバーマ や場合によっては聖職者の説教が多大に関与する。いずれにせよ政治 的演説を通じてなされ、大衆的な社会運動のダイナミックスには演説 的に増大せねばならない。 あるならハーバーマスの社会理論に於ける戦略的行為の比重は飛躍 かすという発語媒介的効果を第一義的に追求するからである。そうで 体系的に歪められたコミュニケーションである。社会理論的にみて 為とみなされていた筈のものが戦略的行為として分類されるように スの改訂された意味での戦略的行為が果たす役割が重要であることは この観点により、『認識と関心』当時にはコミュニケーション行 演説や説教をする者は、聴衆を説得し、自己の目的の為に動 その典型は端的な命令であり、また本稿では扱わなかったが、 時的にしか成功しない (I.150) のに対し、命令の貫徹 合理的に動機づけるコミュニケーションが散漫で 例えば公的な演説とか説教のようなコミュニ 住民の政治的な意志形成はしばしば政治

するからであり、演説や説教は大衆を駆り立てるからである。は合理的動機づけの幻想を与えることによって体制の正統化に寄与は実力を背景にするが故に安定性を持つからであり、イデオロギー

視しているとは決していえない。しかし私には、 で、だからこそコミュニケーション行為の意義をしっかり確保すべ も戦略的行為はコミュニケーション行為を規定する為に、 また戦略的であらざるを得ないのである⑸。 らない。 づくマスコミ操作がもたらす間接的了解の形態は、 たしかに体系的に歪められたコミュニケーションや政治的意図に基 置き換えられるべきだと考えているとしたら、いきすぎであると思う。 行為一般がコミュニケーション行為にゆくゆくは合理化という形で ではないという事情が、ハーバーマスの合理主義的志向に合わない ることができない。戦略的行為は参加者を合理的に動機づけるわ いうなれば価値的に低いものとみなしている、という印象を拭い去 ョンの位置づけの変更からすれば、 きだと考えたのであろう。また体系的に歪められたコミュニケーシ るように思われる。むろん彼は、私が指摘する事情を百も承知のうえ いでに触れられたにすぎず、その一般的な構造の解明が怠られてい 会理論に於ける位置価は不当に低いと言わざるを得ない。『理論』で からであろう。けれども私は、 ところが――私の見る限り――この型の行為のハーバーマスの社 しかし革新的運動もまた常に戦略的に進められてきたし、 仮に彼が社会的領域に於ける戦略 ハーバーマスが戦略的行為を軽 彼が戦略的行為を 止揚されねばな いわばつ

より重要なのは、言語に媒介された戦略的行為とコミュニケ

2

くことを意味するように思える。ところがそうなると、 ようにとるかに応じて、 行為のこの二類型が結局のところ主体の心的態度の違いのみに基づ 標だけを追求するか、という点にあるとすれば、 いう疑義である。この両者を境界づける基準が、少なくとも参加者 ーション的行為とが、 方が発語媒介的成果を追求するか、それとも全員が発語内的目 経験的場面に於て果して弁別可能なのか、 同一の行為過程が異なって捉えられる可能 私にはこのことは、 視座をどの بح

性が出てくるのである。

映ることも可能である。 たのであるから、 れるのに対し、ここには観察可能な発語媒介的効果が現われなかっ 答え、そのまま居すわって会話が続くと仮定しよう。するとこの過 者の「お家の方が心配しているのではないですか」等の発言に対し 解をもたらすような戦略的行為の例を構成した。その例に於て、 私は先に、長尻の客を退去させるべく発話行為によって間接的了 聞き手が何の反応も示さないか或は「なに、大丈夫ですよ」 話者の視座からは失敗した戦略的行為として一義的に捉えら 第三者の視座にはコミュニケーション行為として ح 話

すことも考えられる。その際聞き手は、(忠告の命題内容が非真で 手が先入見によって惑わされたりして)誤解が生じ、 をとって同意した聞き手に、予期せぬ重大な副次的帰結を惹き起こ ているつもりであっても、 あったという可能性は別にして)話し手が戦略的に振舞ったのでは また逆に、 例えば忠告する話者がもっぱら発語内的目標を追求 たまたま(発言が不適切であったり聞 了解定位態度

> 他方誤解が解けなかった場合には、 話し手の見解と対立する。 れるが、 参加者双方の視座からは失敗したコミュニケーション行為とみなさ なかったと弁明して誤解を解くことができる。するとこの過程は、 ないかと疑いを懐くこともあろう。むろん話者はそんなつもりでは 観察者の立場からは戦略的と判断されてもおかしくない。 その最も極端な事例は、話し手に欺す意 聞き手と観察者の見解が一致し、

志がなくとも詐欺罪が成立する場合である。

ある。 うことは信用できないが顔を立てて会ってだけみようかと決心する イメージが気に入って見合いに応ずる時と、心のケースで仲人の言 ケーション的ではない。さて回の場合に仲人が描き出した候補者の だけから了解しようとするわけではないから、この過程はコミュニ 発語内的目標だけを追求しているにも拘わらず、戦略的に振舞って れた候補者の態度を二様に仮定しよう。は仲人がコミュニケーショ がいることもあながち不可能ではない。この場合に、話を持ち込ま 補者についてもう一方の候補者に正直に伝える、という誠実な仲人 誇大広告をするのが通例である。 いるとみなして警戒する。この時には聞き手は言われたことの意味 ン的意図で発言していると認め、自分もそれに了解定位的に応接す いう願望を持ちながらも、この願望に導かれることなしに結婚の候 は同一の過程としか見えないケースもある。見合いの仲人といえば 第三に、 この時には相互行為は参加者にとってコミュニケーション的で (6) 仲人口はあてにならないという常識にとらわれて、 参加者の視座からは弁別可能な過程が観察者の立場から しかし結婚話をとりまとめたい 仲人が

る。

過程としか捉えられない。からは、聞き手にとって区別されるこの二つのケースは同一の行為できても聞き手の志向をうかがい知ることのかなわぬ第三者の立場時とでは、同じ行為結果がもたらされる。話者の言明の真偽を判定

ある。 第一に、 は、 がコミュニケーションの網の目の中で遂行されること、また参加者 理論全体の否認に行きつきかねない。言語に媒介された戦略的行為 そもそも有意義でないのか。最後の選択肢は、ハーバーマスの社会 うとすることに無理があるのか、或は第三に、この両類型の区別は ともあり得ること等を顧慮するなら、両類型の区別が有意義であっ は了解定位と成果定位とを適宜柔軟に切り換えながらそれでいて首 くのか、それとも、事柄それ自体が錯綜していて一義的に割り切ろ 面では当事者にとって或は観察者にとって不明瞭になるケースが多 コミュニケーション行為は、概念の上では峻別できても、経験的場 も自分が発語内的目標だけを追求しているのかどうか分明でないこ これらの例から明らかなように、言語に媒介された戦略的行為と この事情から我々は三つの可能な選択肢を立てることができる。 貫した相互行為の連関を形成しうること、参加者自身にとって ハーバーマスの弁別基準についても言うべきことがある。 とすれば真相は第二の結論に近いことになろう。しかし私に 経験的レヴェルではこれが混乱するように見えるのも当然で ハーバーマスの弁別基準に不備があって経験的有効性を欠

の追求とか批判可能な妥当要求の承認といった、コミュニケーショ③ 両類型の境界が曖昧になる理由としては、発語内的目標だけ

発言の妥当性をよりよく基礎づけ得る、と期待しているからである。

として理解しているものが排除されてしまうのである。る。この基準で測る限り、我々が直観的にコミュニケーション行為ン行為の構成的特質が基準として厳しすぎるということも考えられ

た時、 場合には疑しい目で見られることは、日常的にありふれている。そ 乃至は正当性要求に対して留保しているとみなされる。 聞き手がこのように発言する時、彼は話し手の発話行為の真理要求 妥当要求の認証の保証力への信頼に帰着する、と答弁されるかもし 文字通りに同じことを言っても或る人の発言は信用され、 解に要求される犠牲はあまりにも大きい。他方了解の本源的形態か られるという見方をして、戦略的と分類するなら、我々の直観的理 意が発話行為に内在する力からではなく、経験的要素から動機づけ 手の人格への信頼から生まれるのである。このようなケースを、 たを信用して従うことにしましょう」という形をとる場合である。 あてにならない(或は規範的に正しくない)かもしれないが、あ をもたらすことは多々ある。その典型は「あなたの言われることは れない。たしかにある事柄について素人と専門家が異口同音に言っ の目に入り込んで、 してこの種の信頼関係或は社会的権威は、コミュニケーションの網 らの退化した事例とみなすには、こうしたケースは常態的にすぎる。 戦略的意図に導かれない発言が、妥当要求の承認によらずに同 もっともこの批判に対しては、人柄への信頼は結局のところ彼の 専門家の発言がより尊重されるのは、 我々の了解の働きを規制しているのである(4)。 我々が、 専門家の方が 同意は話 他の人の 同

話し手の人柄や誠実性への信頼もさることながら、当の宗教を信じ 教を信じ、警告を真にうけ、勧告に従う。この場合信者の了解は、 の妥当要求を承認しうると考えられ得る。信者は坊さんや牧師の説 者の立場からすれば、話し手のこの意図の如何に関わりなく、 態度でなされるとみなして、戦略的行為に数えておいた。しかし信 聖職者の説教を、それが聞き手に影響を与えようとする成果定位的 とりわけ宗教的内容の発言に対する聞き手の反応である。先に私は、 の保証に由来するというわけではない。その好例は非認知的事柄、 きない。そのうえ、妥当要求の承認が、常に認証可能性もしくはそ 意味だけから生じたわけでないという点までもくつがえすことはで しかしこの答弁は正鵠を射ているにしても、同意が言われたことの 発言

略的行為に数えるのは如何にも無理であろう。

者の発言の妥当要求の認証可能性をあてにしなくとも、 かけて認証しようとするのは信者のとる態度ではない。 的内容の大部分は疑わしいか虚偽である。また規範的内容を討議に いずれにせよ今日の科学の知見にてらすなら、宗教的世界像の認知 との対抗上、従って戦略的連関の中で、基礎づけを求めるのである。 って素人の信者ではない。 真理性もしくは規範的正当性の基礎づけを求めるのは、 な仕方での了解を聞き手に期待する面がある。特定の宗教的信念の ているという心的態勢から生ずるのであり、話し手もまたこのよう この了解に基づいて行為を調整しうるのである。 しかも神学者はしばしば他の宗教や宗派 発言を了解 信者は聖職 神学者であ

介的効果に関係するだけでなく、 発言の仕方、 機会や脈絡、 同意を促す力として寄与する。 修辞的効果もまた、 単に発語媒 だ

> て、それを話者が聞き手に影響を与えようとする企てとみなし、 の了解の達成が話者にとって重大な関心事であればそれだけいっそ から話者はこれらの要素に無頓着に発言するのではなく、 発話行為がこうした配慮によって遂行されるという点をとらえ 発言の場所を慎重に選び、 使用する文の修辞を顧慮するのであ 聞 き手と

う、

的にされてしまうのである。 価値を大きく見せる為に、 ぎる。これでは例えば、聞き手にニュースを伝える際に、その情報 ミングを見はからうということだけによって、その発話行為は戦略 いずれにせよ「発語内的目標だけの追求」という基準は厳格にす 或は相手を驚かそうとして、発言のタイ

である。 じない限り、 によれば、了解が言われたことそのものの意味理解と同意として生 れたものとみなす文化的伝統がある。 り故意に省略したりして、聞き手に間接的了解を求める。我々も 言することが不作法とみえる場合には、 ケーション的意図をもっていても言わんとすることをあけすけに発 っている通り、とりわけ日本には、この種の発話行為をより洗錬さ 最後に、 間接的了解のすべてが戦略的なわけではない。 律にコミュニケーション的でないとされてしまうの しかるにハーバーマスの基準 話者は婉曲な表現を選んだ コミユニ

得なくなった原因として、二つ挙げておきたい。 の概念が狭隘化し、 4 締めくくりとして、 為にまぎらわしい境界事例を数多く残さざるを ハーバーマスのコミュニケーション行為 第一は彼の著しい

要素としか見られなくなるのである。 力は、 けによって純粋化されるなら、「非理性的」なもの、 点を確立する為だったのであろう。けれどもモデルが理性的性格づ 我の事実的なコミュニケーション過程に第二の自然の暴力が入り込 じことは将来についても言えるであろう。――ハーバーマスは、 妥当するとは限らない。今日では妥当として認められている見解が バーマスが認めているように、妥当性を持つ見解が直ちに事実的に える為であり、ひいては歴史の進歩を合理化の過程として捉える視 もっぱら理性的契機から構成したのは、恐らくこの暴力を明確に捉 んでいることを強調してきた。彼がコミュニケーション・モデルを かつては迫害の対象であったという例は枚挙にいとまがないし、 からこそ歴史の進歩を有意義に語り得るのではある。けれどもハー を持つものが常にまた事実的にも妥当することになる。もちろん長 言が真で正当であり誠実になされさえすれば、理性的な聞き手によ モデルを再構成しようとするなら、いささか戯画化して言うと、発 起したのである。しかしまた理性的契機だけでコミュニケーション・ する為にハーバーマスは了解定位とか妥当要求といった考え方を提 い目で見るならこの楽天観も的を射ている面があるし、そうである って必然的に受け容れられねばならぬ筈である。そうなると妥当性 から分かつ決定的契機であろう。この契機を語用論的に把握し表現 合理主義的志向である。たしかに行為者の理性性、自律性と責任能 すべて、コミュニケーションを傷つけるか戦略的行為へ貶める 人間のコミュニケーションを動物の「コミュニケーション」 経験的な要素 我 同

味論のモチーフを取り容れる余地があると思う。味論のモチーフを取り容れる余地があると思う。また形式語用論的に規定する方法的態度に由来すると思われる。むろん私は、話者が自分の言わんとすることを文字通りに発効であり得る同意を動機づける外的―経験的要素は考察の対象外とめであり得る同意を動機づける外的―経験的要素は考察の対象外となってしまう。コミュニケーション行為の概念にふくらみを持たせるには、経験的語用論的な考察も当然必要であろう。また形式的語用論に固執する限り、コミュニケーション行為の概念によくらみを持たせるには、経験的語用論的な考察も当然必要であろう。また形式的語高切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われにくい。この点に私はハーバーマスが排した志向的意適切に扱われている。

#### 註

(1) これは、「目的論的に行為する話者は、自分の発語媒介的目標を明らさまにせずに、聞き手が話者の発言をきっかけにして、話者の発言されていな発語媒介的成果の達成にとって「言われたことの意味を理解する」は必要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例要条件であっても、義務の引き受け(同意)はそうではない。我々の例で聞き手が話者の発言をきっかけにして、話者の発言されていなっても、聞き手が話者の発言をきっかけにして、話者の発言されている。しかし私は本文激となれば、発語媒介的効果は達成されるからである。しかし私は本文激となれば、発語媒介的効果は達成されるからである。しかし私は本文

## ではハーバーマスの趣意にそって話を進めた。

- (2) ちなみに、了解成立の条件の分析とそれに続くこの議論は、見方を変 は、「理想発話状況」の導入に際しても使われている。拙稿、「ハーバー 即ち、了解が成り立ち拘束力を持つということが事実として認められる えれば、妥当要求という考え方が必然的であることの証明と解される。 マス研究ノート・一」、『年報』第三号、一二六頁以下参照。 である。この型の議論(その古典的例は神の目的論的存在証明である) 限り、この事実を説明する為には妥当要求の観念が必要だ、というわけ

3

本稿(上)編、註4)参照。

的名声、一般化された声望という形をとるものがシステム統合に寄与す る、という点しか指摘していない (eg. II. 242ff)。 ハーバーマスはこうした信頼関係のうちで政治的権力に関係する社会 文

76j ders.; "Was heißt Universalpragmatik?", in: K.O.Apel. (Hrsg.) 71c Habermas, J.; Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie,

Sprachpragmatik und Philosophie, Suhrkamp

81j ders.; Theorie des kommunikativen Handelns. 2 Bde. Suhrkamp. 4 書からの引用は、巻数をローマ数字で示す。

Austin, J.L.; How To Do Things With Words, 2nd ed. 1975, Oxford. (坂

本百大訳、『言語と行為』、大修館。オースティンの重要な術語の翻訳は

Searl, J.; Speech Acts, 1969, Cambridge UP.

この邦訳による。